

令和 8 年 4 月 1 9 日 執 行
神 埼 市 議 会 議 員 選 挙

公 費 負 担 の 手 引

～ 選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスターの作成
並びに選挙運動用ビラの作成について ～

神崎市選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、候補者の選挙運動の費用の一部を、「神崎市議会議員及び神崎市長選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例」及び「神崎市議会議員及び神崎市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例」の規定に基づき、公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引きの説明要領により、間違いのないように手続きをしてください。

なお、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求できませんので、ご注意ください。

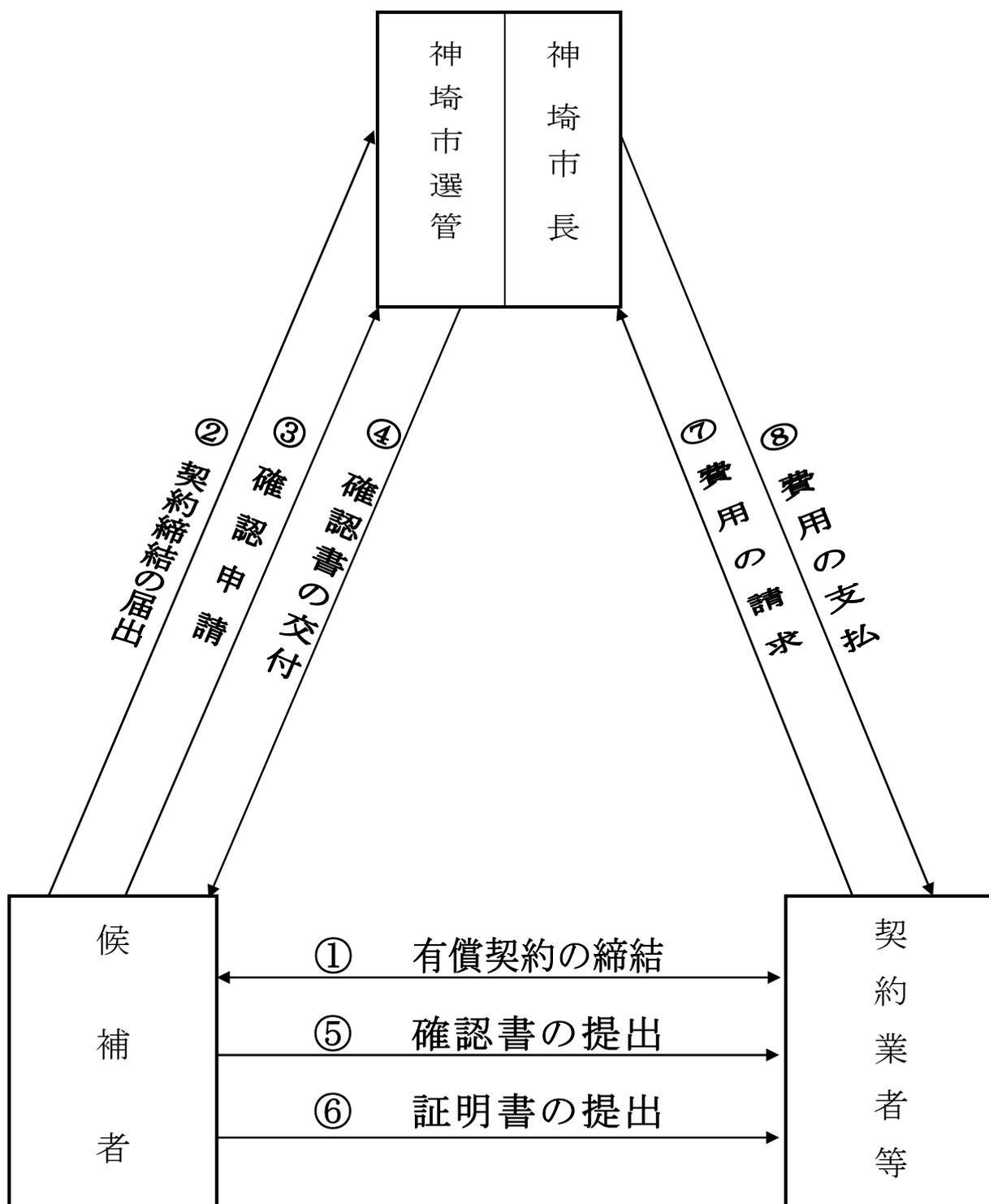
【 目 次 】

はじめに	1
1 公費負担の種類・対象とその限度額	2
2 公費負担手続図	3
3 公費負担手続について	
(1) 契約の届出	4
(2) 確認申請	5
(3) 確認書の交付・提出	6
(4) 使用（作成）証明書の交付	7
(5) 費用の請求	7
4 公費負担手続の順序・必要届出書類等、 提出先一覧	9

1 公費負担の種類・対象とその限度額

種類	公費負担の対象		公費負担の限度額		
選挙運動用自動車の使用	1	一般旅客運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	1日について、64,500円 64,500円×7日＝ 451,500円 (無投票の場合は、 1日分64,500円)	1の契約と2の契約は選択
	2 その他の契約 (1に掲げる契約以外の場合)	①自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	1日について、16,100円 16,100円×7日＝ 112,700円 (無投票の場合は、 1日分16,100円)	
		②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円×7日＝ 53,900円 (無投票の場合は、 1日分7,700円)	
		③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については、1人に限る)	1日について、12,500円 12,500円×7日＝ 87,500円 (無投票の場合は、 1日分12,500円)	
	※ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限る。 ※ 選挙運動期間中で、1(一般旅客運送事業者との契約)を締結した日は、2(その他の契約)の計算では、選挙運動の日数から除いて計算する。				
選挙運動用ポスター	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場数以内の枚数)を乗じた金額 ※ ポスター掲示場数が79箇所の場合 単価＝ $\frac{586円88銭 \times 79箇所 + 316,250円}{79箇所}$ ＝4,590.04円 ≒ 4,591円		ポスター掲示場数が79箇所の場合 4,591円×79箇所＝ 362,689円		
選挙運動用チラシ	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(4,000枚)を乗じた金額		8円38銭×4,000枚＝ 33,520円 (2種類以内)		

2 公費負担手続図（自動車の使用・ポスター・ビラの作成）



(燃料購入契約・ポスター・ビラ作成契約については、確認申請の手続きが必要)

3 公費負担手続について

この制度は、神崎市議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ポスターの作成」並びに「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、神崎市が各契約業者等にその費用を直接お支払いするものです。

以下、各手続きについて説明します。

なお、【〇〇ページ】は、別冊、「公費負担届出書類等記載例」及び「公費負担届出書類等様式」のページ番号です。

(1) 契約の届出

① この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合には、神崎市選挙管理委員会にその契約の届出をしなければなりません。

◎ 選挙運動用自動車の使用……様式第1号その1（選挙運動用自動車の使用の契約届出書）【14・15ページ】

選挙運動用自動車の使用にあたっては、「一般運送契約」及び「その他の契約」とがあり、候補者において、このどちらかの契約方法を選択することになります。

「一般運送契約」……ハイヤー業者等の一般乗用旅客自動車運送事業者と契約して、選挙運動用自動車を使用する場合。

「その他の契約」……自動車についてはレンタカー業者等、燃料についてはガソリン販売業者等との契約及び運転手の雇用契約をそれぞれ別個に締結するものであります。この場合、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

いずれも各契約ごとに、契約の届出をしてください。

◎ 選挙運動用ポスターの作成……様式第1号その2（選挙運動用ポスター

作成契約届出書)【16ページ】

ポスターの作成にあたっては、ポスター作成を業とする者と契約しなければ、認められません。

◎ 選挙運動用ビラの作成……様式第1号(選挙運動用ビラ作成契約届出書) 【17ページ】

ビラの作成にあたっては、ビラ作成を業とする者と契約しなければ、認められません。

② 契約書等(写し)の添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。各契約の届出書には、契約書の写しを添付してください。

契約書の内容については、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。契約書の見本【自動車の使用(自動車、燃料、運転手)4～9ページ、ポスターの作成10・11ページ、ビラの作成12・13ページ】を参考にしてください。

③ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

(2) 確認申請

① 確認申請

「自動車燃料代」及び「ポスター作成枚数」並びに「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

◎ 自動車燃料代金……様式第2号その1(選挙運動用自動車燃料代確認申請書)【18ページ】

給油伝票の写しを添付する。自動車の使用にあたっては、燃料の購入についてのみ確認申請が必要です。

- ◎ ポスター作成枚数……様式第2号その2（選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書）【19ページ】

作成限度枚数（掲示場数）の確認。

- ◎ ビラ作成枚数……様式第2号（選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書）

【20ページ】

作成限度枚数の確認。

② 申請書の提出

申請に対して確認書を交付するため、申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。なお、この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。また、複数の業者と契約している場合は、契約の相手ごとに確認申請書は作成してください。

- ③ 申請及び確認は、契約業者ごとに行い、確認申請書には既に確認を受けた金額及び数量を記載する必要がありますので、申請書の写し又は控えを保管しておいてください。

（3）確認書の交付・提出

① 確認書の交付

神崎市選挙管理委員会は、（2）確認申請で提出を受けた確認申請書を確認後、確認書を交付します。

- ・選挙運動用自動車燃料代確認書 様式第3号その1【21ページ】
- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認書 様式第3号その2【22ページ】
- ・選挙運動用ビラ作成枚数確認書 様式第3号【23ページ】

② 確認書の提出

神崎市選挙管理委員会から確認書の交付を受けた候補者は、この確認書を直ちに契約の相手方に提出してください。

(4) 使用(作成)証明書の交付

- ① 候補者は、自動車の使用、燃料の購入、運転手の雇用及びポスターの作成並びにビラの作成について、その使用(作成)の実績に基づいて、その数量及び金額を証明する書類を作成し、契約業者等に交付しなければなりません。

なお、この使用(作成)証明書は、契約業者等が神崎市に対し代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

- ◎ 自動車の使用……様式第4号その1(選挙運動用自動車使用証明書(自動車))【24・25ページ】

- ◎ 燃料の購入……様式第4号その2(選挙運動用自動車使用証明書(燃料))【26ページ】

※ 給油伝票(給油月日、自動車登録番号、給油量、給油金額の分かるもの)の写しを添付する必要があります。

- ◎ 運転手の雇用……様式第4号その3(選挙運動用自動車使用証明書(運転手))【27ページ】

- ◎ ポスターの作成……様式第5号(選挙運動用ポスター作成証明書)
【28ページ】

- ◎ ビラの作成……様式第4号(選挙運動用ビラ作成証明書)【29ページ】

- ② 証明書は、各契約ごとに作成しなければなりません。

- ③ 候補者が契約業者等に対して提出した上記証明書は、契約業者等が神崎市に対して代金を請求する際に添付しなければなりません。

(5) 費用の請求

- ① 契約締結の届出から証明書の提出までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと(開票後の選挙会で決定される)を確認のうえ、下記により請求書を作成し持参してください。

- ◎ 自動車の使用……様式第6号その1(請求書(選挙運動用自動車の使用))
【30ページ】

請求内訳書

★ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約

……別紙 1 (請求内訳書) 【31 ページ】

★ その他の契約

自動車の借入れ

……別紙 2 (請求内訳書) 【32 ページ】

燃 料 代

……別紙 3 (請求内訳書) 【33 ページ】

運 転 手

……別紙 4 (請求内訳書) 【34 ページ】

- ◎ ポスターの作成……様式第 6 号その 2 (請求書(選挙運動用ポスターの作成)) 【35 ページ】

請求内訳書

……様式第 6 号その 2 別紙 (請求内訳書) 【36 ページ】

- ◎ ビラ作成……様式第 6 号 (請求書(選挙運動用ビラ作成)) 【37 ページ】

請求内訳書

……様式第 6 号別紙 (請求内訳書) 【38 ページ】

- ② 請求書・請求内訳書は契約ごとに作成し、提出にあたっては、候補者から提出される確認書(燃料代、ポスター作成及びビラの作成の場合)、使用(作成)証明書及び給油伝票、ポスター・ビラの見本等を添付しなければなりません。

- ③ 請求書の提出期限及び提出先

◎ 提出期限 令和 8 年 5 月 8 日 (金) まで (期限厳守)

◎ 提出先 神崎市選挙管理委員会事務局
電話 0952-37-0100

4 公費負担手続の順序・必要届出書類等、提出先一覧

手続きの順序・必要届出書類等様式の名称	相手方若しくは提出先	様式番号	ページ番号
(1) 契約の締結			
賃貸借契約書（選挙運動用自動車の使用）	候補者 ⇄ 業者(個人)	—	4・5
燃料供給契約書（選挙運動用自動車の燃料）	候補者 ⇄ 業者	—	6・7
雇用契約書（選挙運動用自動車の運転手雇用）	候補者 ⇄ 業者(運転手)	—	8・9
作成契約書（選挙運動用ポスター）	候補者 ⇄ 業者	—	10・11
作成契約書（選挙運動用ビラ）	候補者 ⇄ 業者	—	12・13
(2) 契約の届出 【立候補届出時若しくは契約締結後直ちに市選管に届出】			
選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ※選挙運動用の自動車の使用、燃料、運転手雇用について1枚の届出書 ※ <u>おのおの契約書の写しを添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第1号 その1	14・15
選挙運動用ポスター作成契約届出書 ※ <u>契約書の写しを添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第1号 その2	16
選挙運動用ビラ作成契約届出書 ※ <u>契約書の写しを添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第1号	17
(3) 確認申請 【自動車の燃料代、ポスターの作成について市選管に申請】			
選挙運動用自動車燃料代確認申請書 ※ <u>給油伝票の写し(対象が分かるもの)を添付すること</u>	候補者 ⇒ 市選管	様式第2号 その1	18
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	候補者 ⇒ 市選管	様式第2号 その2	19
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	候補者 ⇒ 市選管	様式第2号	20
(4) 確認書の交付・提出 【(3)の申請を確認後、市選管が確認書を交付。候補者は、この確認書を受領後、契約の相手方に提出】			
選挙運動用自動車燃料代確認書 ※市に費用の請求をする業者等は、 <u>請求書に添付</u>	市選管⇒候補者 ⇒契約の相手方	様式第3号 その1	21

選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ※ 市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	市選管⇒候補者 ⇒契約の相手方	様式第3号 その2	22
選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ※ 市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	市選管⇒候補者 ⇒契約の相手方	様式第3号	23
(5) 使用(作成)証明書の交付 【候補者が作成し、契約業者等に提出】			
選挙運動用自動車使用証明書(自動車) ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者(個人)	様式第4号 その1	24・25
選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 給油伝票写添付 ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者	様式第4号 その2	26
選挙運動用自動車使用証明書(運転手) ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者(運転手)	様式第4号 その3	27
選挙運動用ポスター作成証明書 ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者	様式第5号	28
選挙運動用ビラ作成証明書 ※市に費用の請求をする業者等は、請求書に添付	候補者 ⇒ 業者	様式第4号	29
(6) 費用の請求 【契約業者等が神崎市に対し請求】			
① 選挙運動用自動車の使用 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合)			
請求書(選挙運動用自動車の使用) 一般乗用旅客自動車運送事業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 一般乗用旅客自動車運送事業者 ※選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙1	31
② 選挙運動用自動車の使用 (レンタル、個人、会社等との契約の場合)			
《 自動車の借り入れ 》			
請求書(選挙運動用自動車の使用) レンタル、個人、会社等	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 レンタル、個人、会社等 ※選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を添付	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙2	32

《 燃料代 》			
請求書（選挙運動用自動車の使用） 燃料供給業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 ※選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し並びに選挙運動用自動車使用証明書(燃料)を添付 燃料供給業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙3	33
《 運転手 》			
請求書（選挙運動用自動車の使用） 業者等(運転手)	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その1	30
請求内訳書 ※選挙運動用自動車使用証明書(運転手)を添付 業者等(運転手)	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙4	34
(6) 費用の請求 【契約業者等が神崎市に対し請求】			
③ 選挙運動用ポスター			
請求書（選挙運動用ポスターの作成） ポスター作成業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 その2	35
請求内訳書 ※選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書並びにポスター見本1枚を添付 ポスター作成業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 (その2) 別紙	36
④ 選挙運動用ビラ			
請求書（選挙運動用ビラの作成） ビラ作成業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号	37
請求内訳書 ※選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書並びにビラ見本1枚を添付 ビラ作成業者	業者等 ⇒ 神崎市	様式第6号 別紙	38

※ 「ページ番号」の欄は、別冊、「公費負担届出書類等記載例」及び「公費負担届出書類等様式」のページ番号です。

【(6) 費用の請求でのご注意】 請求書の提出方法

- ・ 請求書・請求内訳書は、上記の区分により、各契約ごとに作成し、上記の区分による書類を添付し提出してください。
- ・ 支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 振込先の通帳のコピー（金融機関名、本・支店名、種別、口座番号、口座名義（カタカナ）が記載されている部分）、個人番号登録申請書を添付してください。